

過誤申立による高額介護サービス費の返還について

自主点検及び請求誤り等で過誤申立依頼書を提出することにより、利用者負担額に変更が生じ、利用者へ返金がある場合は事業者の責任において説明し、確実に返金してください。

ただし、返金対象の方であっても、市から高額介護サービス費の支給がある方については、すでに受給している高額介護サービス費にも影響するため、高額介護サービス費の一部または全部を市へ返還していただく必要があります。

返還が必要な場合は、利用者の利便を図るため、利用者本人ではなく事業所から市へ返還していただきますので、利用者への返金は介護福祉課からの連絡をお待ちください。

過誤申立による高額介護サービス費への影響

例) 高額介護サービス費算定基準額 24,600円 (非課税世帯) で、
令和5年4月利用分のサービス利用者負担額が 35,000円の場合

$$35,000円 - 24,600円 = 10,400円$$

高額介護サービス費として 10,400円 支給



過誤申立によりサービス利用者負担額が 32,000円に変更
正しい高額介護サービス費は

$$32,000円 - 24,600円 = 7,400円$$



この利用者負担額の変更により、事業所は利用者負担額の差額

$$35,000円 - 32,000円 = 3,000円 を利用者へ返金、$$

利用者は支給済の高額介護サービス費との差額

$$10,400円 - 7,400円 = 3,000円 を市へ返還となる。$$

利用者は“事業者から利用者負担額の差額として 3,000円 返金してもらった後、市へ高額介護サービス費の差額として 3,000円 返還する”こととなるため、利用者の便宜を考慮し、事業所が利用者へ過誤内容及び返還について説明を行い、利用者へ返金する 3,000円を、利用者的高額介護サービス費として市へ直接返還できるものとする。

返還までの流れ

- ① 市へ過誤申立依頼書を提出し、請求を取り下げる。(事業所)
- ② 国保連へ再請求を行う。(事業所)
- ③ 国保連より再請求を行った給付実績を受領後に高額介護サービス費の再計算を行い、返還が必要な利用者について事業所へ連絡をする。(市)
- ④ 利用者へ過誤内容及び返還について説明を行う。(事業所)
- ⑤ 事業所へ返還金納入通知書を送付する。(市)
- ⑥ 返還金を納付する。
※利用者への返金がある場合は利用者へ返金(事業所)

その他

- ・利用者負担額の変更により、高額介護サービス費が追加で支給される場合は、市が直接利用者へ支給します。
- ・世帯合算により高額介護サービス費の支給となっている場合は、過誤申立の対象ではない利用者についても返還が生じることがありますので、過誤内容及び返還について利用者へ説明を行ってください。